

河川管理者

山形県知事^{※1} 殿

(国土交通大臣^{※2} 殿)

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

流域開発に伴う雨水排水対策について（協議）

このことについて、山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 対象河川 | ○級河川 ○○川 |
| 2 | 開発の場所 | ○○市大字○○ 地内 |
| 3 | 開発の面積 | ○h a |
| 4 | 流出増対策 | 有・無 |
| 5 | 添付図書 | ○○○○、○○○○、○○○○ |

～ 協議書類提出先 ～

※1 開発区域の雨水が合流する最初の法定河川が知事管理区間（一級河川の指定区間または二級河川）の場合

- ・村山総合支庁（本庁舎）河川砂防課
（山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町）
- ・村山総合支庁（西村山地域振興局）西村山河川砂防課
（寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町）
- ・村山総合支庁（北村山地域振興局）北村山河川砂防課
（村山市、東根市、尾花沢市、大石田町）
- ・最上総合支庁 河川砂防課
（新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）
- ・置賜総合支庁（本庁舎）河川砂防課
（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）
- ・置賜総合支庁（西置賜地域振興局）西置賜河川砂防課
（長井市、小国町、白鷹町、飯豊町）
- ・庄内総合支庁 河川砂防課
（鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町）

※2 開発区域の雨水が合流する最初の法定河川が大臣管理区間（一級河川の指定区間外区間）の場合

- ・東北地方整備局山形河川国道事務所 流域治水課（管理区間は事務所ホームページ参照）
- ・ " 酒田河川国道事務所 流域治水課 (")
- ・ " 新庄河川事務所 流域治水課 (")